

大洋中学校区小学校統合推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 上島東小学校，上島西小学校，白鳥東小学校及び白鳥西小学校の統合を円滑に推進するとともに，新しい学校づくりについて協議するため，大洋中学校区小学校統合推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 統合校の統合準備に関すること。
- (2) その他統合に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織し，教育長が委嘱する。

- (1) 市議会議員代表
- (2) 4校の教職員代表（校長・教頭・教務主任・事務職員）
- (3) 当該区中学校の教職員（校長・教頭・教務主任・事務職員）
- (4) 当該区中学校及び4校のPTA代表
- (5) 4校に係る地域住民代表

(任期)

第4条 委員の任期は，統合が完了する年度までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は，必要に応じて委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し，委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は，委員長が招集し，議長となる。

2 委員長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を要請し，意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は，所掌事項の推進のため，専門部会を複数設置することができる。

- 2 専門部会は，委員会の指示により，所掌事項に係る資料収集，相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし，その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 部会員は委員長が委員の中から指名する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は当該専門部会に属する委員の互選により選出する。
- 6 部会長は専門部会の業務を総理する。

- 7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。